労災医科診療行為マスタ 登録内容の一部訂正

平成25年10日31

						半成25年10月31日
診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
101120050	電話等再診料	5(変更)	省略漢字名称	電話再診料	電話等再診料	平成25年6月診療分から適用
			診療行為名			
101120070	同日電話等再診料	5(変更)	省略漢字名称	同日電話再診料	同日電話等再診料	平成25年6月診療分から適用
			診療行為名			
101120080	電話等再診料(同一日複数診療科受診)	5(変更)	省略漢字名称	電話等再診料(同一複数診療科受診)	電話等再診料(同一日複数診療科受診)	平成25年6月診療分から適用
			診療行為名			
101410640	創傷処置(1(なし)、3(1.5倍・2倍))	5(変更)	省略漢字名称	創傷処置(1(なし)、3(1.5倍・2倍))	創傷処置(1(なし)、3(1.5倍・2倍))	平成25年6月診療分から適用
101801000	労災電子化加算	3(追加)		新設		平成25年6月診療分から適用

[※] 改訂分ファイルについては、改訂をしたレコードのすべての項目を記載しています。